

スポーツ振興支援等を目的とした自動販売機の設置（試行）について

1 背景（スポーツ振興のための寄付制度の拡充）

国では、平成 23 年 6 月にスポーツ振興法を 50 年ぶりに全面改定して「スポーツ基本法」を制定し、スポーツ振興の更なる推進を図っているところである。

区においても、平成 28 年 3 月に「目黒区スポーツ推進計画」を策定し、区民の健康づくりの推進、区民が気軽に行えるスポーツ環境の整備など、更なるスポーツ振興を推進するとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の機運醸成などを目的とした目黒シティランを開催するなど、様々な施策展開を行っている。

平成 28 年度から開催している目黒シティランでは、寄付金枠による参加者を募集したところ、昨年度は 15 名、今年度は 12 名からの寄付があった。

区では、スポーツ振興施策に活用するための寄付金の受け皿として、平成 29 年 10 月に「目黒区スポーツ振興基金（以下「基金」という。）」を創設した。

2 スポーツ振興支援等を目的とした自動販売機の設置

寄付制度の拡充を視野に入れて検討した結果、一つの取り組みとして、区のスポーツ振興支援等を目的とした清涼飲料水自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する仕組みを導入する。

自動販売機設置について、区は財政健全化に向けたアクションプログラムにおける検討の中で、新たな歳入確保策として、平成 24 年度から区が設置する自動販売機 117 台の内 38 台について公募入札制度を導入し、一定の財源を確保してきたところである。そのため、38 台すべての自動販売機を、スポーツ振興を目的としたものに置き換えることは困難であるが、JOC（公益財団法人日本オリンピック委員会）と東京 2020 大会ワールドワイドオリンピックパートナーである飲料メーカーが、東京 2020 オリンピックムーブメント活動の一環として、JOC オリンピック支援自動販売機を設置し、売り上げの一部を JOC に寄付する取組を全国的に展開するなど社会状況の変化が見られること、また、スポーツ振興施策の推進は区民福祉の向上にもつながることから、平成 30 年度に更新を迎える総合庁舎内の自動販売機の内 1 台を、スポーツ振興支援等を目的とした自動販売機として、試行的に設置する。

なお、設置場所は、東京 2020 大会への機運醸成、区のスポーツ振興に対する姿勢をより多くの区民に周知、理解してもらうため、区民の往来が最も多く、設置した場合の効果が最も強いと想定される総合庁舎西口エントランス前とする。

3 自動販売機の設置（試行）について

(1) 設置の目的

- ・目黒シティランをはじめとする区のスポーツ振興施策の普及啓発
- ・東京 2020 大会成功に向けた機運醸成
- ・区のスポーツ振興施策に対する寄付への理解

(2) 設置期間

平成 30 年 4 月～平成 33 年 3 月末

(3) 設置事業者

区のスポーツ振興に様々な貢献をしており、目黒シティランの特別協賛事業者でも